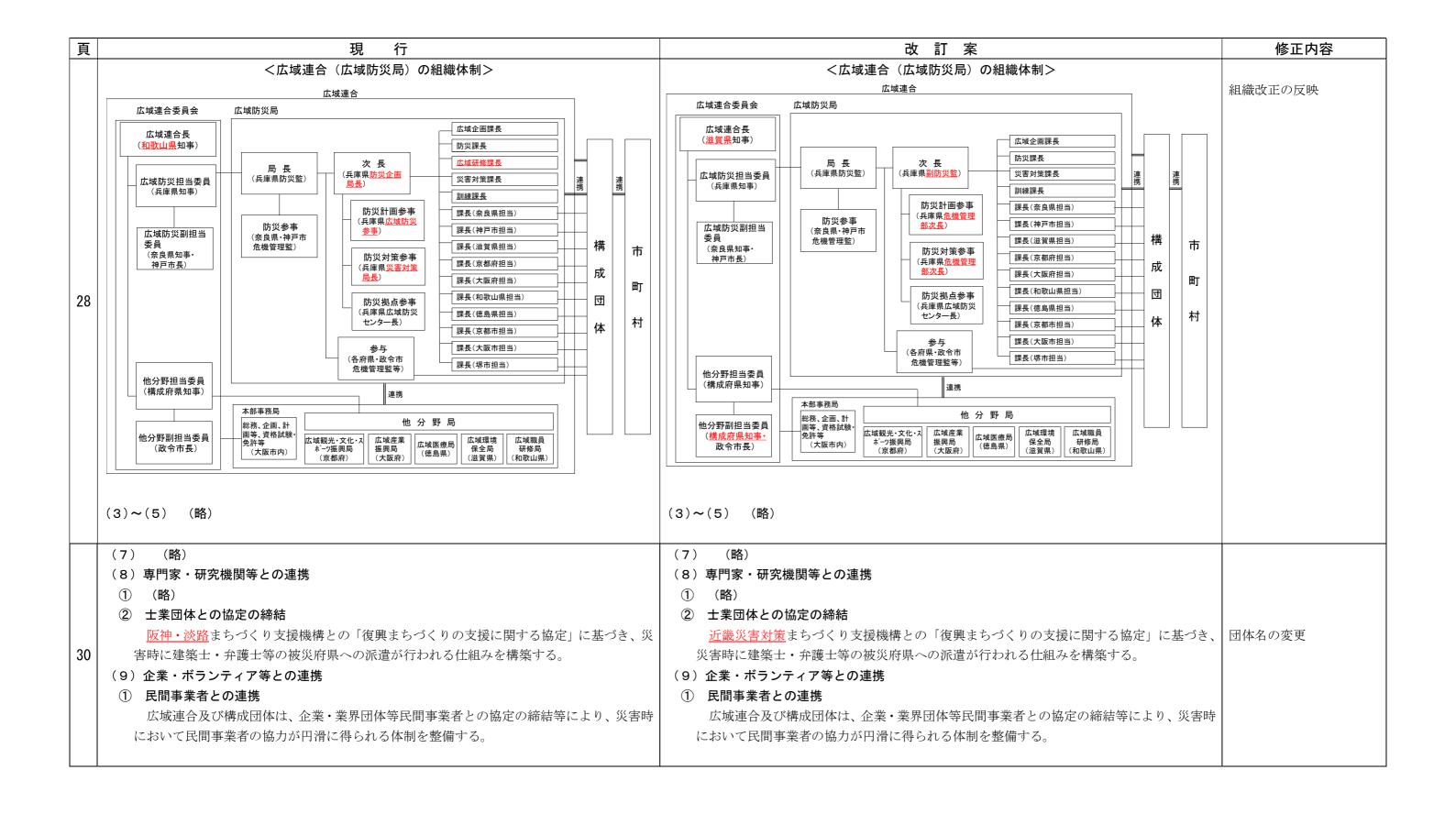
関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表

頁		改訂案	修正内容
			※「新型コロナウイルス感
			染症の感染症法上の位
			置付けが5類感染症と
			なったことに伴う見直 し」を除く修正について
			記載
	88 TO DE COLO		нотх
	関西防災・減災プラン	関西防災・減災プラン	
	風水害対策編	風水害対策編	
		<u>令和 年 月改訂</u>	
	令和 4 年 3 月改訂	_ <mark>(</mark> 令和 4 年 3 月改訂 <u>)</u>	
	(令和2年3月改訂)	(令和2年3月改訂)	
	(平成 26 年 6 月策定)	(平成 26 年 6 月策定)	
	関西広域連合		
	広域防災局	関西広域連合	
		広域防災局	



		現 行			修正内容				
<広域連合と企業等	等との協定一	覧>		<広域連合と企業等	<広域連合と企業等との協定一覧>				
協定名	締結日	相手方	支援内容	協定名	締結日	相手方	支援内容	時点更新	
災害時における帰宅困難 者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17	コンビニエンスストア、外食事業者等 <u>23</u> 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等	災害時における帰宅困難 者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17 R3. 9. 23 R4. 9. 23 R5. 7. 20	コンビニエンスストア、外食事業 者等 <u>27</u> 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等		
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調 達に関する協定書		プ゜ロクター・アンド゛・キ゛ャンフ゛ル・シ゛ャハ゜ン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物 資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援 物資の供給要請	大規模広域災害時におけ る救援物資の提供及び調 達に関する協定書	H25. 2. 25	プロクター・アント゛・キ゛ャンフ゛ル・シ゛ャハ゜ン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物 資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援 物資の供給要請		
災害等緊急時におけるへ リコプターの運航に関す る協定		朝日航洋㈱、中日本航空㈱、四国航空 ㈱、アカギヘリコプター㈱、東邦航空㈱、学校 法人ヒラタ学園		災害等緊急時におけるへ リコプターの運航に関す る協定	Н25. 3. 5	朝日航洋㈱、中日本航空㈱、四国航空㈱、アカギヘリコプター㈱、東邦航空㈱、ゲ技法人ヒラタ学園	災害等緊急時に協定締結府県から の要請に基づき、物資及び人員の輸 送に協力		
船舶による災害時の輸送 等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請 に基づき、船舶による輸送等の業務 に協力	船舶による災害時の輸送 等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請 に基づき、船舶による輸送等の業務 に協力		
復興まちづくりの支援に 関する協定	H25. 3. 29	<u>阪神・淡路</u> まちづくり支援機構	災害時の地域の復興に向けたまち づくりに関する専門相談等に協力 を得る	復興まちづくりの支援に 関する協定	H25. 3. 29	<u>近畿災害対策</u> まちづくり支援機構 (H29.9 阪神・淡路まちづくり支援 機構より名称変更)	災害時の地域の復興に向けたまち づくりに関する専門相談等に協力 を得る		
危機発生時の支援協力に 関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、 徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴ ルフ場施設を緊急避難地等として 利用	危機発生時の支援協力に 関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、 徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴ ルフ場施設を緊急避難地等として 利用		
災害時におけるボランディア支援に関する協定書	I U 97 5 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地 区	被災地のボランティアセンターま でのボランティア輸送バスの手配・ 提供等	災害時におけるボランテ ィア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターま でのボランティア輸送バスの手配・ 提供等		
原子力災害時の放射線被 ばくの防止に関する協定	TH27 8 17	近畿2府8県及び各府県放射線技士 会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニン グ及び除染に備えた人材育成、住民 等に対する放射線被ばくに関する 知識の普及等	原子力災害時の放射線被 ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県放射線技 士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニン グ及び除染に備えた人材育成、住民 等に対する放射線被ばくに関する 知識の普及等		
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供等に関する協定	·	近畿2府8県及び各府県宅建協会、全 国不動産協会各府県本部、公益社団法 人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公 益財団法人日本賃貸住宅管理協会	一	大規模災害時における民 間賃貸住宅の被災者への 提供等に関する協定			被災者への利用可能な空き室情報 の提供及び空き室情報に基づく住 宅のあっせん等に協力		
大規模広域災害時におけ るバスによる緊急輸送に 関する協定		近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力	大規模広域災害時におけ るバスによる緊急輸送に 関する協定	1	近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力		
災害時における被災地支 援に関する協定書	H28. 8. 28 H29. 7. 19	公益社団法人日本青年会議所近畿地区 協議会	日本青年会議所のネットワークを 活用した物的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等に協力	災害時における被災地支 援に関する協定書	H28. 8. 28 H29. 7. 19 <u>(変更)</u>	公益社団法人日本青年会議所近畿 地区協議会 トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL	物的・人的支援、ボランティア活動 のための資機材の提供等		
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供 に関する協定	R2. 3. 19	トヨタL&F近畿(株)、トヨタL&F 兵庫(株)、トヨタL&F奈良(株)、 トヨタL&F和歌山(株)、トヨタL& F岡山(株)、トヨタL&F徳島(株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の 物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要 なフォークリフトの提供	大規模広域災害時におけ るフォークリフトの提供 に関する協定		&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良	基幹的物資拠点及び府県市圏域の 物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要 なフォークリフトの提供		
大規模広域災害における 連携・協力に関する協定	TR9 3 96	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)	道路啓開及びライフライン設備等 の復旧事業における連携・協力	大規模広域災害における 連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話 (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等 の復旧事業における連携・協力		
				災害時における愛玩動物 への救護活動等に関する 協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動 物に対する餌の配布等		

時点更新

修正内容

【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成

行

府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、 被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語 によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災 時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。

そのため、関西広域連合は、平時から、災害時に外国人観光客が 自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周 知に活用できる啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊 施設等で配布を行っている。





② (略)

36

39

③ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等につ いて周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。

- ・被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること
- ・速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること
- ・災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。 また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合 は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理 者等と具体的な調整を図る。

さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に 必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換 等に努める。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所の レイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災 担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場 合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(略)

(9)訓練・研修の実施

① 広域応援訓練等の実施

広域連合は、関西圏域が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、近 畿府県合同防災訓練と連携して、構成団体・連携県及び関係機関等が参加する広域応援訓練 等を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、風水害に特化した訓練、広域避難を想定した実践型の防 災訓練、国の応急対策職員派遣制度を活用した訓練の実施にも努めるとともに、管内市町村 と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況での災害対 応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。また、近畿地 方整備局が実施している主要河川単位の防災訓練との連携を図る。

(略)

【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成

府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、 被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語 によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災 時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。

そのため、関西広域連合は、平時から、災害時に外国人観光客が 自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周 知に活用できる啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊 施設等で配布を行っている。(令和5年3月 更新)



② (略)

③ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等につ いて周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。

- ・被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること
- ・速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること
- ・災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。 また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合 は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理 者等と具体的な調整を図る。

さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に 必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換 等に努める。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておく とともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連 携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を 含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(略)

(9)訓練・研修の実施

① 広域応援訓練等の実施

広域連合は、関西圏域が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、近 畿府県合同防災訓練と連携して、構成団体・連携県及び関係機関等が参加する広域応援訓練 等を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、風水害に特化した訓練、広域避難を想定した実践型の防 災訓練、国の応急対策職員派遣制度を活用した訓練の実施にも努めるとともに、管内市町村 と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避 難所開設・運営訓練を積極的に実施する。また、近畿地方整備局が実施している主要河川単 位の防災訓練との連携を図る。

(略)

頁 3 風水害に強い地域づくり (1)基本的な考え方

(略)

48

①~② (略)

③ 減災 (備える)

整備水準を超える洪水、高潮や土砂災害等が生じても、被害を最小限に抑えるため、住民が的確に避難行動を行えるよう、<mark>避難勧告</mark>等の実効性の向上を図るとともに、洪水ハザードマップ等の作成・充実支援、避難訓練や水防訓練等の実施、地下街等の防災体制の整備、避難行動要支援者対策等に取り組む。また、施設の早期復旧が実現できるよう民間事業者と連携を図る。

行

現

(略)

3 風水害に強い地域づくり

(1) 基本的な考え方

(略)

(1)~(2) (略)

③ 減災(備える)

整備水準を超える洪水、高潮や土砂災害等が生じても、被害を最小限に抑えるため、住民が的確に避難行動を行えるよう、避難指示等の実効性の向上を図るとともに、洪水ハザードマップ等の作成・充実支援、避難訓練や水防訓練等の実施、地下街等の防災体制の整備、避難行動要支援者対策等に取り組む。また、施設の早期復旧が実現できるよう民間事業者と連携を図る。

(略)

改訂案

パブリックコメントでの 意見の反映 (避難勧告の廃 止の反映もれ)

修正内容

<水防法に基づく情報提供等の流れ>



<水防法に基づく情報提供等の流れ>



パブリックコメントでの 意見の反映(避難勧告の廃 止の反映もれ)

【参考】車での避難に内在する危険性

車での避難中に命を落とす例が多数発生しており、注意が必要である。例えば、浸水しているアンダーパスで動けなくなる事例や、川沿いの道路で川に転落する事例、渋滞が発生し円滑に避難できなかった事例などがある。

一般的に、浸水深が 30cm 以上では車の走行が困難となり、50cm 以上では車が浮いたり、パワーウィンドウ車では車内に閉じ込められたりするなど、避難時の車の使用は危険である。また、車での避難時には、事故や緊急車両の通行の妨げ及び走行時に発生する波による歩行避難者への影響など、車の使用に起因する周辺への危険性も十分考えられる。(出典)国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4)を元に作成

【参考】車での避難に内在する危険性

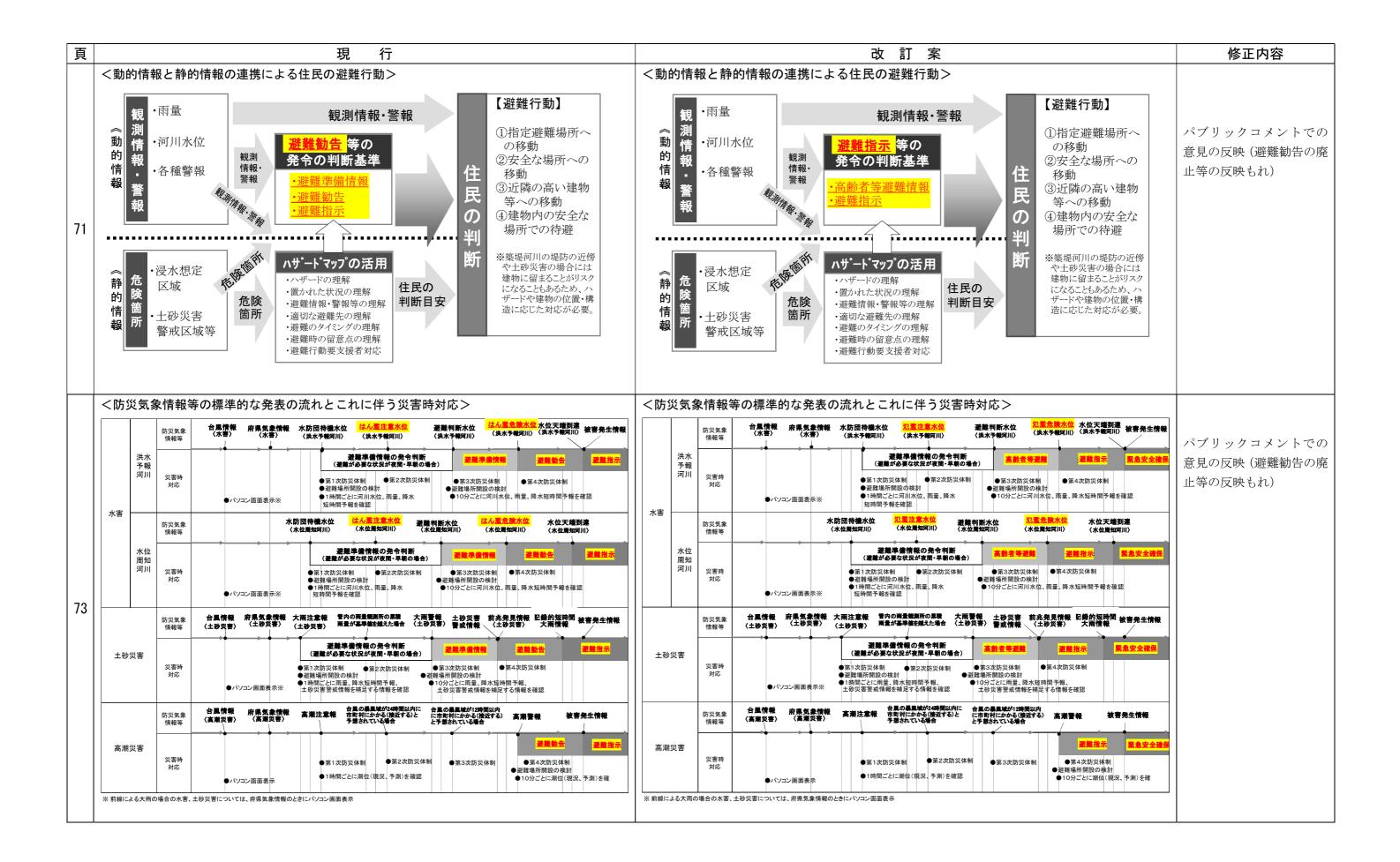
車での避難中に命を落とす例が多数発生しており、注意が必要である。例えば、浸水しているアンダーパスで動けなくなる事例や、川沿いの道路で川に転落する事例、渋滞が発生し円滑に避難できなかった事例などがある。

一般的に、浸水深が 30cm 以上では車の走行が困難となり、50cm 以上では車が浮いたり、パワーウィンドウ車では車内に閉じ込められたりするなど、避難時の車の使用は危険である。また、車での避難時には、事故や緊急車両の通行の妨げ及び走行時に発生する波による歩行避難者への影響など、車の使用に起因する周辺への危険性も十分考えられる。(出典)国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」(R5.5)を元に作成

パブリックコメントでの 意見の反映 (時点更新)

69

50



頁	現 行	改 訂 案	修正内容
77	【先行事例】スマートフォン向け「和歌山県防災ナビ」アプリの普及促進 南海トラフ地震などの大規模災害時に、県民等の的確な避難を促進するため、必要な 機能をパッケージ化した「和歌山県防災ナビ」アプリを、平成30年5月からリリースし 普及を図っている。 <主要機能> ○近くの避難先の検索や避難場所ごとの安全レベルを表示でき、避難情報(気象警報、 避難動告等)をプッシュ型で受け取ることができる。 ○てんでんこに避難した家族の居場所が確認できる。 ○避難ルートと地震発生からの経過時間に津波シミュレーションを重ね合わせた避難 トレーニングができる。 ○位置情報と連動して、現在地や自宅付近の河川水位情報や土砂災害の危険度情報が 確認できる。 ○県民の他、旅行者(多言語対応)も利用できる。	【先行事例】スマートフォン向け「和歌山県防災ナビ」アプリの普及促進 南海トラフ地震などの大規模災害時に、県民等の的確な避難を促進するため、必要な 機能をパッケージ化した「和歌山県防災ナビ」アプリを、平成30年5月からリリースし 普及を図っている。 <主要機能> ○近くの避難先の検索や避難場所ごとの安全レベルを表示でき、防災情報(気象警報・ 注意報、避難情報等)をプッシュ型で受け取ることができる。 ○てんでんこに避難した家族の居場所が確認できる。 ○避難ルートと地震発生からの経過時間に津波シミュレーションを重ね合わせた避難 トレーニングができる。 ○位置情報と連動して、現在地や自宅付近の河川水位情報や土砂災害の危険度情報が 確認できる。 ○県民の他、旅行者(多言語対応)も利用できる。	パブリックコメントでの 意見の反映 (内容の更新)
87	(1)準備体制(情報収集体制)の確立 (略) ①~② (略) ③ 緊急派遣チームの派遣 広域連合は、関西圏域内外で災害が発生し、甚大な被害が推測されるものの、通信の途絶 等により情報収集が困難な場合は、速やかに緊急派遣チームを被災府県に派遣し、被害状 況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。 広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に 緊急派遣チームの派遣を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のた め、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、派 遣前のワクチン接種や PCR 検査・抗原検査を検討する。 (2) (略)	況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。 広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に	
88	 ① 災害対策(支援)本部の設置 (略) ウ 災害対策(支援)本部事務局 ・災害対策(支援)本部に、その事務を処理させるため、災害対策(支援)本部事務局を置く。 ・災害対策(支援)本部事務局は、広域防災局が担う。 ・構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策(支援)本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県市の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。 (略) 	遣する。ただし、自府県市の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。 なお、 <u>感染症流行下においては、</u> 感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派	

頁	現 行	改訂案	修正内容
89	② 応援態勢の確立 (略) ア (略) イ 現地支援本部・現地連絡所の設置 広域連合及び応援団体は、災害対策(支援)本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR 検査・抗原検査を検討する。 なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。	② 応援態勢の確立 (略) ア (略) イ 現地支援本部・現地連絡所の設置 広域連合及び応援団体は、災害対策(支援)本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。 「感染症流行下においては、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。	
90	ウ 政府現地対策本部への職員派遣 大規模広域災害が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及 び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員 の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種や PCR 検査・抗原検 査を検討する。 なお、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。 (略)	ウ 政府現地対策本部への職員派遣 大規模広域災害が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及 び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。 <u>感染症流行下においては、</u> 感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康 管理やマスク着用等を徹底する。 なお、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。 (略)	
93	② 受援体制の整備 被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。 構成団体及び連携県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 [主な受援業務] ・応援を受け入れるための受援窓口の設置 ・可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供 ・現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定 (2) (略)	② 受援体制の整備 被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。 構成団体及び連携県は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 [主な受援業務] ・応援を受け入れるための受援窓口の設置 ・可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供 ・現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定 (2) (略)	
95	(6) (略) (7) 避難所の運営 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。構成団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	(6) (略) (7) 避難所の運営 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。構成団体は、感染症の拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	

頁	現行			改訂案				修正内容		
	<被災者	被災者の生活状況の変化と必要な対応>			<被災者の生活状況の変化と必要な対応>					
		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応			生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	
96	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・地域自治会 ※在定難難、指定されていない場所で のを宅避難、指定されていない場所で のを宅避難、指定されていない場所で の存在に留意 2 情報の取得・管理・共有 ・避難スコミ等のの提供情報の不足の錯になる。 3 食料・物資 ・道路のより、ガス、水道などものでををです。 が変えるが、大な被災者のが、大なででである。 ・道路のでは、が、大なが、大ななどのでは、大なで、大なで、大なで、大なで、大なで、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが、大なが	1 避難難嫌 () の ()	広域連合の対応 の対応 の対応 の対応 の対応 の対応 の対応 の の の の の の	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	生活の状況 ・被災市町村職員が対応 ・地域自治会等の組織による運営が求められ会等の組織による運営が求められる終在宅避難、指定されていない場所での避難(車中に)等でで、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中	1 ・避避難解 で	広域連合の対応 ○ 救調整 ○ 水調整 ○ 水調整 ○ 水源 ○	